

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月1日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

[illegible]

廃業届の住所は「福山市南蔵王4-5-7 803号」